

新発田市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市への移住・定住の促進及び新潟県内企業の人材確保を推進する新潟県と共同して実施する地方就職学生支援事業において、予算の範囲内で新発田市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ）の大学を卒業し、新潟県内の企業等に内定を取得して就職する者のうち、県実施要領第5第3項第1号に規定する移住等に関する要件及び就業に関する要件を満たす者であって、就業に当たって新発田市に居住する予定であるものとする。

(支援金の額等)

第3条 支援金の支援対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象者が内定企業（次条第1号に規定する内定証明書により、当該支援対象者の内定を証明する企業等をいう。）の就職活動等に係る経費及び移住に係る経費として、以下の金額を支援金として支給する。

- (1) 就職活動等に係る経費（以下、「交通費」という。）については、支援対象経費の2分の1とし、その上限は1万円とする。ただし、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (2) 移住に係る経費（以下、「移転費」という。）については、81,500円を上限として支給する。

2 次に掲げる経費は、支援対象経費から減じるものとする。

- (1) 就職の面接等を実施した企業等から支給を受けた交通費
- (2) 国、都道府県、他の市町村その他公的機関等からこの要綱と同様の趣旨で支給を受けた交通費

3 支援金の支給は、1人1回に限る。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、新発田市地方就職学生支援金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書(第2号様式)
- (2) 学生証又は在学証明書もしくは卒業・修了証明書の写し
- (3) 交通費又は移転費もしくはその両方を支払ったことが分かる書類(領収書等)
- (4) 顔写真付きの本人確認書類の写し
- (5) 移住元の住所が分かる書類(住民票等)
- (6) 支援金の振込先が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付又は不交付を決定し、新発田市地方就職学生支援金交付・不交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の取消し及び返還)

第6条 市長は、前条に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が県実施要領第5第3項第2号に規定する各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める支援金の交付決定の全額又は半額を取り消すものとする。ただし、就業した企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全額又は半額を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、交付した支援金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定の全額又は半額を取り消したとき、又は前項の規定により交付した支援金の返還を命じたときは、新発田市地方就職学生支援金交付決定取消（返還）通知書（別記第4号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、県実施要領第5第3項第2号の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（支援金の申請、交付等に係る情報提供）

第7条 市長は、必要に応じ、支援金の申請情報、支援金の交付決定者の就業先情報及び支援金の返還に関する情報を、新潟県に提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。